

川口の男女共同参画 大きく前進

市立学校で混合名簿の導入

遅れていた川口市での取り組み

毎朝、出席をとるときに使用する名簿については、かつては男子児童・生徒の名前を先に呼び、女子児童・生徒の名前を後に呼ぶことが一般的でした。しかし、こうした慣習は現代の男女共同参画の理念にそぐわないと考えられます。県内の自治体では、早くから男女混合名簿の採用が進んでいましたが、平成30年12月定例会で、この点について指摘したところ、「出席簿をはじめ指導要録など全ての名簿において、男女別名簿が使用」されている状況でした。

市教委も大きく前進

今年実施した県内市町村に対する調査によれば、小学校で男女混合名簿を採用する自治体は97.8%、中学校でも93.5%と大多数の自治体で、男女の区別をしないことが主流になっています。川口市でもようやく、小学校で3割台、中学校で4割台の学校で混合名簿の導入が進んできています。

公立学校で男女共通名簿を採用している学校の割合

	川口市	県内市町村
小学校	34.6%	97.8%
中学校	44.4%	93.5%
高等学校	100.0%	100.0%

【経歴】

昭和38年 川口市生まれ（59歳）

川口市立芝南小学校、川口市立芝中学校。埼玉県立浦和高等学校、早稲田大学政治経済学部卒業（地方自治を学ぶ）。

大学卒業後、民間シンクタンクに研究員として、環境・まちづくり分野の事業を担当。

環境学修士（カナダ・ヨーク大学、1996年）政治学博士＝Ph.D（アメリカ・北イリノイ大学、2004年）

平成27年 川口市議会議員に当選。現在2期目。建設消防常任委員会、都市基盤整備・防災力向上特別委員会特別委員会。

そこで、川口市の公立学校での混合名簿の使用について尋ねたところ、校長会で「周知する」ように伝えたとの答弁がありました。混合名簿の使用は、校長先生の判断に任せられていますが、このことが周知されたことにより、川口市で一気に普及が進むことが期待できます。

パートナーシップ制度について

パートナーシップ制度とは、同性のカップルを男女のカップルに相当するものと公的に認める制度で、これにより、公営住宅への家族としての入居や、病院での面会が可能となったりするため、その必要性についての理解が広まっています。この点についても、平成30年12月定例会で、制度の導入について質問したところ、「理解を広げていくために、周知・啓発に努めて」いくとの答弁にとどまっていました。

パートナーシップ制度は、4月1日現在、県内63自治体のうち、さいたま市、川越市をはじめ35自治体が導入されています。そこで、あらためて、導入の意向について聞いたところ、まだ市民の理解が足りないとのことでした。パートナーシップ制度については、今少しの時間がかかるようです。



いかり やすお
礎 康雄



令和4年（2022年）7月
〒333-0866 埼玉県川口市芝2-5-24
TEL：048-268-2696
FAX：048-437-5585
Email: info@ikariyasuo.com
HP: https://ikariyasuo.com



川口市議会議員

いかり康雄 レポート

2022年 6月議会版



2022年 夏



いじめ裁判「敗訴」から市教委は何を学んだのだろうか？

川口市が被告となり、全国的な注目を集めてきた3つの裁判は、2つの裁判で市の賠償責任が認定され、敗訴。3つめの裁判でも原告が求めていた公文書の訂正に向けて協議が進んでいます。川口市の3連敗となりました。

なぜ3年間、軌道修正できなかったのか？

裁判の結果を受け、川口市は、当時の校長など職員と教育委員会の職員では当時の学校教部長、指導課長を処分しました。また、制度上「処分」できないとされる教育長は、その報酬を一部返上し、一応のけじめをつけました。

しかし、全国的な批判を受けながら、敗訴が濃厚な裁判を継続したのはなぜか？特に、このいじめ案件に関する質疑では、教育委員会は「係争中」を理由に答弁を拒み続けてきました。当初の判断にかかわった担当者が処分されたのは当然として、無批判に間違った判断を踏襲して、敗訴に至らした後任の職員の責任はどうなるのでしょうか。

そもそも「係争中」は答弁忌避の理由になりません

市教育委員会は、いじめに関する質問に対し、「係争中」を理由に答弁を拒むことが頻発していました。そこで、裁判が終わった今、「係争中」を理由に答弁しなかったことについてどのように考えるのか、聞きました。答弁は、「同様の案件が発生した場合、審理に影響があるか否かを慎重に見極めて対応して」いくとの答弁でした。

そもそも、裁判とは裁判所に提出された証拠を法律に照らして、裁判官が判断するものであり、その際、市の議会答弁が裁判所の判断に影響があることはありません。

「体罰は違法」が裁判に影響？

では、いったい「係争中」を理由に何を隠そうとしていたのでしょうか？それを明らかにするために、再度質問を投げかけてみました。

質問：体罰を愛情表現という発言は許されるのでしょうか。（令和2年9月定例会）

今回の答弁：「学校教育法11条で禁止されていると認識しています」

驚くべき答弁です。法律で禁止されているという認識を示すことが裁判に影響するとは思えません。筋が通らない答弁を繰り返し、いまでもその態度を維持している教育委員会は、いったい何を学んだのでしょうか。

このいじめ裁判の問題の本質は、いじめに対する対応が適切ではなかったということであり、市長・教育委員会の子どもに謙虚に向き合う姿勢があったかどうかです。

一連の裁判は、ひとりの元生徒に対する市教委の対応が問題となってきましたが、市議会で質問を続けなければならなかった理由は、川口市・川口市教育委員会のガバナンスの問題に発展してしまったからです。その視点から見ると、教育委員会がこれまでの姿勢を改めるきっかけを逸してしまったことは極めて残念です。